

順序	手続項目	提出先 受領相手	備 考	様式	条例 (施行規則)
1	構想標識の設置	—	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内の道路に面する部分に地上から1mとなるよう設置すること。 ・2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分に設置すること。 (開発構想届提出前に設置し、開発構想届提出時に写真を提出) 	開発構想に関する 標識 (様式第2号)	第13条第1項 (第6条)
2	開発構想届の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・開発構想届 書類作成要領に基づき作成すること。 ・提出部数は3部。 	開発構想届 (様式第1号)	第12条第1項 (第5条)
3	構想説明の実施	—	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の長と説明方法や日時を協議し決定すること。 ・自治会の長と協議した結果、自治会の長が説明会の開催が必要ないと認めた場合は、あらかじめ市長に報告すること。(別紙様式) ・説明会を行う場合は、開催日の7日前までに開発構想標識に開催日時・場所を記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知すること。 ・説明会以外の方法で説明を行う場合は、その説明方法等を開発構想標識に記載すること。また、周辺住民及び自治会に書面で周知するよう努めること。 ・施行規則第7条に規定する下記の事項を十分に理解されるよう説明すること。 <ul style="list-style-type: none"> ■構想説明実施報告書の縦覧に関する事項 ■要望書の提出に関する事項 ■要望書に対する開発計画の説明に関する事項 ■事前協議に伴う開発計画の説明会等の開催に関する事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、市長が必要と認める事項 	—	第14条 (第7～9条)
4	構想説明実施報告書の提出	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・提出後、速やかに構想標識に構想説明実施報告書を提出した旨を記載すること。 ※構想説明実施報告書の第2面に記載する項目・内容 <ul style="list-style-type: none"> ■開発構想の概要に関する事項(開発事業区域の位置、所在、開発構想の用途、予定建築物の概要、開発事業区域周辺の状況等) ■構想説明実施報告書の縦覧に関する事項 ■要望書の提出に関する事項 ■要望書に対する開発計画の説明に関する事項 ■事前協議に伴う開発計画の説明会等の開催に関する事項 ■開発台帳の公開に関する事項 ■その他、市長が必要と認める事項 【添付書類】 <ul style="list-style-type: none"> ○周辺住民範囲図 及び 周辺住民調書 ○説明に使用した図書 ○構想標識へ説明会の開催日時・場所(又は説明方法等)を記載したことが確認できる写真 ○第8条各号に掲げる図書 ○その他、市長が認める図書 ・提出部数 1部 	構想説明実施 報告書 (様式第3号)	第15条 (第10条)
5	要望書の受付	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺説明実施から14日間、市役所にて要望書を受付。 	—	
6	要望書及び開発構想届に対する指導・助言の送付	河内長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書受付後、必要に応じて開発構想届に対する指導・助言を添付して開発事業者へ送付。 	—	第16条 (第12～14条)
7	開発計画の作成	—	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書の内容に配慮した開発計画を策定するよう努めること。 	—	第17条第1項
8	計画内容の説明	—	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書提出者へ開発計画の内容を説明すること。 ・説明後は「要望書を提出した者への説明実施報告書」を提出してください。 	—	第17条第2項

※開発構想届の受理後、都市計画課で開発事業の台帳の閲覧を開始します。